



固定資産税についてのお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日といいますが）に、土地、家屋、償却資産を所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。
公平・適正な課税のため、次のような場合には申告や届け出をしてください。

（月）～1月31日（金）

受付場所 税務課（本館2階）、支所（川島・山川・美郷）
※申告書が必要な方は、税務課まで連絡してください。

◆ 次のような場合は届け出などが必要です

● 納税義務者が亡くなった場合

納税義務者が亡くなったときは、相続人が納税義務を引き継ぐこととなります。法務局（登記所）で相続登記が済みでない場合は、相続人の代表者を決めていただき、固定資産税を納める方の届け出をお願いします。
なお、届け出がない場合および相続人不明の場合は、調

◆ 事業を行っている方は、償却資産の申告を！

会社や個人で工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを賃貸経営している方、太陽光発電などの売電をしている方が、その事業のために用いる構築物・機械器具・備品などの有形資産を償却資産といえます。

償却資産の所有者は、資産の多少や異動の有無にかかわらず、毎年1月1日現在における資産の状況などについて、申告することが地方税法で定められています。

申告期間 令和7年1月6日

◆ 償却資産の一例 ◆

飲食店	厨房施設、カラオケセット、看板など
工場	各種製造設備、受変電設備など
建設業	パワーショベル、ポータブル発電機など
理容業・美容業	理・美容いす、洗面設備、看板など
病院	ベッド、手術台、各種医療装置など
小売店	商品陳列ケース、冷蔵庫、レジなど
農業・漁業	温室管理装置、乾燥機、ビニールハウスなど
アパート経営	アスファルト舗装、エアコン、フェンスなど
太陽光発電	太陽光パネル、架台、変電設備、フェンスなど ※ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ10kW未満）を除く

※課税（申告）対象とならないものもあります。不明な場合は税務課まで問い合わせください。

住宅の耐震改修工事・バリアフリー改修工事・省エネ改修工事を行った場合、固定資産税を減額します

● 住宅の耐震改修工事

令和6年12月31日までに、一定の耐震改修工事が行われた住宅について、120㎡までを限度として、翌年度分の税額を1/2減額します。
※長期優良住宅認定通知書の添付がある場合は、減額が2/3になります。

○ 家屋要件

昭和57年1月1日以前から所在する既存の住宅

○ 耐震改修工事要件

現行の耐震基準に適合する50万円を超える耐震改修工事であること

○ 減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を出してください。

- 耐震基準適合証明書（建築営繕室（東館2階）または建築士などによる証明）
- 領収書などの写し
- 平面図

● バリアフリー改修工事

令和6年12月31日までに、

一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅について、100㎡までを限度として、翌年度分の税額を1/3減額します。
※新築住宅特例や耐震改修特例の対象年度は対象となりません。

○ 家屋要件

新築された日から10年以上経過した住宅で次の全てに該当するもの

- 床面積が50㎡以上280㎡以下
- 居住部分の床面積の割合が1/2以上
- 貸屋部分以外に居住部分を要すること

○ 居住者要件

次のいずれかの方が居住していること

- 65歳以上の方
- 要介護認定または要支援認定を受けている方
- 障がい者の方

○ バリアフリー改修工事要件

次の改修工事で、工事に要し

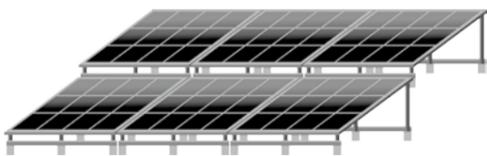
「現に所有する者」を指定することになります。法人が消滅した場合も、同様の手続きとなります。

● 土地の利用状況を変更した場合

宅地課税されている土地は、その土地の利用状況によって税額が異なります。店舗や事務所などから住宅に改築した場合や、住宅用地から住宅用地以外に利用状況を変更した場合は「住宅用地異動申告書」を提出してください。

● 家屋を取り壊した場合

令和6年中に家屋を取り壊した場合は、「家屋取壊し申告書」を提出してください。



● 口座振替を利用している方が登録している口座の名義人が亡くなった場合は、口座閉鎖によって口座振替ができなくなります。金融機関で口座振替変更の手続きをお願いします。
また、共有名義の構成員が亡くなった場合に、登録口座が引き継がない場合がありますので、注意してください。



● 未登記家屋の所有者が変更となった場合
法務局で登記していない家屋の所有者が変更となった場合は、「納税義務者変更願」を提出してください。この書類には、新旧所有者の印鑑登録証明書を添付し、実印を押印してください。

た費用が補助金などを除き50万円を超えるものであること

- 廊下の拡幅
- 階段の勾配の緩和
- 浴室の改良
- 便所の改良
- 手すりの取り付け
- 床の段差の解消
- 出入口の戸を改良
- 床表面の滑り止め化



○ 減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を出してください。

- 工事明細書の写し
- 領収書などの写し
- 写真（改修前・後）
- 平面図
- 補助金などの支給および交付決定通知書の写し
- 要介護認定または要支援認定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

種手帳の写し
※工事内容を示す書類は、建築士、登録住宅性能評価機関等による証明で代替可。
後日、工事内容などを書類で確認できない場合は、現地調査を実施します。

● 省エネ改修工事

令和6年12月31日までに、一定の省エネ改修工事「熱損失防止改修工事」が行われた住宅について、120㎡までを限度として翌年度分の税額を1/3減額します。
※長期優良住宅認定通知書の添付がある場合は、減額が2/3になります。

○ 家屋要件

平成26年4月1日以前から所在する既存の住宅で次の全てに該当するもの

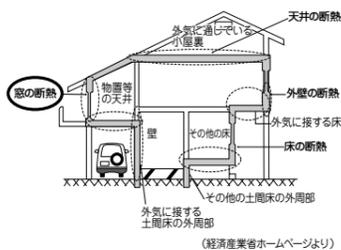
- 床面積が50㎡以上280㎡以下
- 居住部分の床面積の割合が1/2以上
- 貸屋部分以外に居住部分を要すること

○ 省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する

次の改修工事で、工事に要した費用が補助金などを除き60万円を超えるものであること

- 窓の改修工事（必須）
- 床の断熱改修工事
- 天井の断熱改修工事
- 壁の断熱改修工事



○ 減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を出してください。

- 熱損失防止改修工事証明書（建築士、指定確認検査機関または、登録住宅性能評価機関による証明）
 - 領収書などの写し
- 詳しくは市ホームページをご覧ください。

問い合わせ

税務課 資産税係
☎ 22-2215
FAX 22-2247

